

企業局事業見直し実行計画

(平成20年度～平成22年度)

平成20年3月

**企業局行財政改革推進本部
(企業局事業見直し部会)**

目 次

I 計画策定の趣旨	1
II これまでの取組みと課題	2
1 工業用水道事業	2
2 地域開発事業	4
3 公営企業資産活用事業	5
III 実行計画	
1 計画の方向性と位置づけ	5
2 計画期間	5
3 基本方針	5
4 目標と取組計画	6
(1) 工業用水道事業	6
(2) 地域開発事業	7
(3) 公営企業資産活用事業	9
5 経営基盤強化への取組み	9
(1) 人材育成への取組み	9
(2) 定員管理に関する取組み	9
(3) 給与の適正化に関する取組み	9
IV 中期財政収支計画	
1 工業用水道事業	10
2 地域開発事業	11
V 計画達成状況の検証と公表	11

Ⅰ 計画策定の趣旨

- 企業局事業のあり方については、平成14年5月に企業局事業見直し部会を設置して抜本的に見直し、平成15年6月に「企業局事業見直し実行計画（平成15～20年度）」を策定して、具体的な改革に取り組んできた。
- その結果、民間企業への譲渡による電気事業の廃止や、原町工業用水道の地元市への譲渡、相馬工業用水道事業の包括的外部委託の実施による相馬事業所の廃止、工業の森・新白河C工区がほぼ完売となるなど、目に見える成果も得られたところである。
- しかしながら、工業用水道の未売水の解消や好間工業用水道事業の地元市への譲渡、田村西部工業団地をはじめとした造成済未分譲地の5カ年での完売については未達成の状況にある。
- このことから、地域開発事業の計画期間が平成19年度で終了することを機に、局事業全体の取組実績と残された課題を整理し、現実行計画を改訂する形で、新たな計画を策定することとした。

（参考）企業局の沿革と前回の事業見直しの経緯

《沿革》

- 企業局は昭和44年4月に設立され、これまで工業用水道事業、地域開発事業、電気事業及び公営企業資産活用事業の4事業を実施し、産業基盤の整備と県土の均衡ある発展に寄与してきた。
- 工業用水道は、常磐・郡山地区新産業都市建設計画の一環として実施した磐城工業用水道に引き続き、勿来、小名浜の両工業用水道を順次建設し、その後、地盤沈下対策の一環として原町工業用水道を、相馬地域総合開発計画に基づく相馬工業用水道を、また、いわき好間中核工業団地への給水のため好間工業用水道を建設した。
- 地域開発事業は、総合的地域開発及び地域振興のため、これまで県内各地に12カ所の工業団地と2カ所の住宅団地を造成し平成19年度末までに、工業団地は135社に、住宅団地は2,072区画を分譲してきた。
- 電気事業は、石油代替エネルギー開発促進とその地域社会への波及効果による地域振興を目的に事業を開始し、小谷、真野、日中及び庭坂の4発電所で最大出力7,600kWの発電を行ってきた。
- 公営企業資産活用事業は、公営企業の資産を活用して、企業局が行う新たな事業の開発調査や他の事業への貸し付け及び企業局の事業と密接に関連する事業等を行う団体への出資を行ってきた。

《前回の事業見直しの経緯》

- 企業局では、平成4年頃からの景気低迷や企業の立地動向の変化などにより、従来の事業を継続するだけでは困難な状況が生じ始めたことから、平成12年度に新

世紀の企業局のあり方を方向付けることを目的として、「福島県企業局21世紀展望構想」を策定した。また、平成13年度の包括外部監査では、企業局が抱える様々な問題点が指摘され、抜本的な企業局事業の見直しが求められることとなった。

- 以上の経過を踏まえ、平成14年5月に行財政改革推進本部会議において、企業局事業見直し部会を設置し、企業局事業について全庁的・多面的な観点から抜本的な見直しを行い、今後の基本的な方向を示し実行していくことを決定した。

II これまでの取組と課題

「企業局見直し実行計画（平成15～20年度）」に基づいて取り組んだ成果に基づき、今後の取組みに向けた課題を整理する。

1 工業用水道事業

《現況》

磐城工業用水道、勿来工業用水道、小名浜工業用水道、好間工業用水道（以上いわき市）、相馬工業用水道（相馬市・新地町）の5水道事業全体で、 $1,192,700\text{m}^3$ の給水能力に対して71事業所に $1,006,450\text{m}^3$ （平成19年度末・84.4%）を給水。

工業用水道事業の状況

平成19年度末現在

事業名 諸元	磐城	勿 来		小名浜	好 間	相 馬	合 計
		勿 来	南 台				
① 現在給水能力($\text{m}^3/\text{日}$)	233,000	248,100	41,900	625,000	10,000	34,700	1,192,700
② 事業所数	39	4	4	5	12	7	71
③ 契約給水量($\text{m}^3/\text{日}$)	197,000	197,150	41,900	546,520	3,980	19,900	1,006,450
④ 契約率③/①	84.5	79.5	100.0	87.4	39.8	57.3	84.4
⑤ 料金単価(円/ m^3)	13.5	4.1	4.4	2.4	50.0	50.0	—
⑥ 給水開始時期	S37.10.1	S39.4.1	H9.4.1	S45.1.10	S60.4.1	H4.4.1	—
⑦ 水 源	高柴、 四時ダム (鮫川)	鮫川表流水		海水	小玉ダム	真野ダム	—
		原水供給		原水供給	(小玉川)	(真野川)	

《取組実績》

① 効率的な事業運営のためのアウトソーシングの一層の推進【計画どおり実施】

- 設備の定期点検、修繕及び更新業務の集約発注（平成15年度～）
- 薬品注入及び堰操作業務の外部委託（平成16年度～）
- 相馬工業用水道の包括業務委託（※）（平成19年度～）
※ 相馬地方広域水道企業団に対し運転及び維持管理について包括的に業務

委託を行い相馬事業所を廃止

② 原町・好間工業用水道の地元市への譲渡【計画一部遅延】

- 原町工業用水道の原町市(現南相馬市)への譲渡(平成17年12月1日に譲渡済み)
- 好間工業用水道のいわき市への譲渡(平成19年度末時点で未譲渡)
⇒ 「好間工業用水道に係る県・市協議会」の設置及び協議(平成17年度~)

③ 相馬・好間工業用水道の未売水の解消【概ね計画どおり実施】

- 地元市・関係機関と連携しながら、企業に対する働きかけを実施し、対15年度比4.8%~6.9%の給水量の伸びを得た。
- 好間工業用水道については、「好間工業用水道事業経営健全化アクションプログラム」を策定して取組みを推進した。

相馬・好間工業用水道の給水契約状況

(単位: m³ / 日)

	給水能力	契約給水量(給水契約率)		給水量の伸び (契約率の伸び)
		15.4.1現在	19年度末現在	
相馬工業用水道	34,700	17,500 (50.4%)	19,900 (57.3%)	2,400 (6.9%)
好間工業用水道	10,000	3,500 (35.0%)	3,980 (39.8%)	480 (4.8%)

④ 老朽化施設の大規模改修の計画的な実施【計画どおり実施】

- 「工業用水道事業の中期計画(平成16年度)」に基づき、計画的に改修を実施。
- 磐城工業用水道改築工事を国庫補助事業により計画的に実施。

磐城工業用水道における管路の耐震化率の推移

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
耐震化率	79.2%	79.2%	79.7%	83.9%	85.8%	87.3%

⑤ 工業用水道料金体系のあり方の検討【計画どおり実施】

- 料金体系のあり方に関して有識者、ユーザーを交えた研究会を設置し二部料金制や最低契約水量の料金単価等について検討。
⇒ 現行の料金体系維持が適当との結論を得て改定作業を進め、ユーザーの了解を得て、平成18年4月1日から新料金を適用。

《今後の課題》

- ① 効率的な事業運営の推進と全般的な経費の削減
- ② 相馬・好間工業用水道の未売水の縮減
- ③ 好間工業用水道のいわき市への譲渡
- ④ 大規模改修の計画的な実施

2 地域開発事業

《現況》

現在、田村西部工業団地及び白河複合型拠点（工業の森・新白河C工区、新白河ビジネスパーク、新白河ライフパーク）を分譲中であり、計画期間内の分譲実績は以下のとおり。

分譲実績

(単位 : ha ただし、新白河ライフパークは区画)

団地名	総分譲面積A	14年度末分譲面積B	14年度末未分譲率	15~19年年度分譲面積C	分譲済面積B+C	19年度末分譲率
田村西部工業団地	62.9	22.5	35.8%	27.1 (22.4)	49.6	78.8%
新白河C工区	21.8	3.1	14.2%	17.5 (3.5)	20.6	94.4%
新白河ビジネスパーク	8.9	0.6	6.7%	2.8	3.4	38.2%
工業団地計	93.6	26.2	28.0%	47.4 (25.9)	73.6	78.6%
新白河ライフパーク	206	32	15.5%	40	72	35.0%

※ 工業団地には立地協定分(()書きで内数)も含まれる。

《取組実績》

① 造成済未分譲地の早期分譲【計画遅延】

- 販売推進グループを設置し販売体制を強化（平成15年4月）
- 大規模分譲割引制度の導入（平成17年9月）…新白河C工区はほぼ完売へ
- 誘致活動の積極的な展開
 - ・県外事務所と連携した企業訪問の実施
 - ・首都圏、関西、東海地方の製造業・物流業企業へのダイレクトメールの発送
 - ・支払猶予付分譲制度（工業団地）や分譲紹介制度（ライフパーク）等優遇措置の実施

② 「工業の森・新白河AB工区」の有効活用策の検討【継続検討が必要】

- オーダーメイド方式での企業誘致の実施
- 局内に検討チームを設置し、工業団地に限定しない活用方法について検討

③ 企業債償還財源の確保【継続検討が必要】

- 団地センター建設予定地（田村西部工業団地）の処分（平成16年6月）
- 南側業務用地（ビジネスパーク）の処分（平成19年4月）

《今後の課題》

① 造成済未分譲地の早期分譲

- ② 「工業の森・新白河AB工区」の有効活用策の検討
- ③ 企業債償還財源の確保

3 公営企業資産活用事業

《現況》

地域開発事業からの出資金を財源として、企業局21世紀展望構想調査等の開発調査事業、財団への出資、他事業への貸付等を実施してきた。

《取組実績》

- ① 今後の事業のあり方の検討【計画どおり実施】
 - 新たな事業展開の可能性（バイオマスエネルギー利活用による事業化）を検討（平成15～16年度）
⇒ 事業の見通しが立たないことから実施しないこととした。

《今後の課題》

- 事業廃止に向けた検討

III 実行計画

1 計画の方向性と位置づけ

現計画の取組みの進捗や達成状況を踏まえ、現計画の項目を引き継ぐ形で取組みの強化を図る。

なお、「うつくしま行財政改革大綱（平成18～22年度）」との整合を図るとともに、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」に基づく「集中改革プラン」の公営企業分野に当たるものとして策定する。

2 計画期間

平成20～22年度（うつくしま行財政改革大綱の計画期間と整合）

3 基本方針

(1) 工業用水道事業

堅実な施設運営と効率的な経営を実現し、「安定供給の確保」と「経営基盤の安定」に取り組み、地域産業の発展に寄与する。

(2) 地域開発事業

県政の重要な課題である「企業誘致」「定住・二地域居住」の県を挙げての取り組みと密接であることを踏まえながら、「造成済未分譲地の早期分譲」を加速させ、地域経済の活性化を目指す。

(3) 公営企業資産活用事業

企業局として、今後新たな事業展開を図る見込みがないことから、事業を廃止し、効率的な経営体制の確立に寄与する。

4 目標と取組計画

基本方針を踏まえ、具体的な目標と取組計画（工程表）を定め、計画期間内に成果が得られるよう取り組む。

(1) 工業用水道事業

取組計画						
【目標1】効率的な事業運営の推進と全般的な経費の削減						
項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度		
1 一層の外部委託の実施	事務事業の点検・見直しを行なながら、効率的な経営のため、包括的な業務委託について検討を行います。 ・事務事業の点検、外部委託可能事業の整理 ・外部委託推進計画の策定、計画的実施 ・いわき事業所管理体制の検討				→	
2 経常費用の削減	経常費用を平成22年度末までに平成14年度対比20%以上削減することを目指します。		18%	19%	20%	→
3 集約発注の推進	各工業用水道の枠を超えて、土木・電気・機械等業種毎に一括した集約発注を推進します。				→	

【目標2】相馬・好間工業用水道の未売水の縮減

項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度
1 新たな需要開拓の推進	工業用水利用型企業の立地促進及び既存ユーザーの利用促進のため、定期的に情報交換するなど関係機関との連携を強化します。 なお、相馬工業用水道における給水契約率を平成22年度末までに65%以上とすることを目指します。 また、好間工業用水道においては、県・市共同で策定した「経営健全化アクションプログラム」に基づき、需要開拓を推進します。			→
2 工業用水以外の他用途への転用の検討	工業用水道における他用途への転用の可能性について検討します。	60%	62%	65%

取 組 計 画

【目標3】好間工業用水道のいわき市への譲渡

項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度
1 いわき市との協議	いわき市への速やかな譲渡に向けて、「好間工業用水道に係る県・市協議会」を活用し、具体的な譲渡時期や価格等の条件の調整を図るために、引き続き協議を実施し、平成22年度までに譲渡することを目指します。			→

【目標4】大規模改修の計画的な実施

項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度
1 老朽化や耐震化のために必要な大規模改修等の計画的な実施	中長期計画に基づき、必要な財源確保を図りながら計画的に実施します。 なお、磐城工業用水道における管路の耐震化率を平成22年度末までに90%以上することを目指します。			→

(2) 地域開発事業

取 組 計 画

【目標1】造成済未分譲地の早期分譲

項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度
1 工業団地の早期分譲	平成22年度までに完売することを目標に分譲を推進します。	80%	分譲率 90%	100%
(1) 販売体制の強化	① 幅広い情報発信に努め、トップセールスを含む積極的な販売推進を図ります。 ② 既立地企業のサポートを強化し、さらなる振興を図ることで、新たな事業所の増設や関連企業の誘致に努めます。 ③ 県外事務所や地元自治体との情報交換・販売活動の連携等を強化し、より効果的に企業誘致を推進します。 ④ 庁内関係機関との連携により、工場立地手続きや操業環境周辺整備などのワンストップサービスに努め、企業の早期立地を積極的に支援します。			→
(2) 販売促進制度の見直し	① 不動産取引仲介業者に成功報酬を支払う「分譲促進業務委託制度」の成功報酬率を改定し、業者を介して早い段階からの企業の設備投資計画の情報収集を行い、効果的な販売活動を推進します。 ② 新白河ビジネスパークの特定区画において、隣接する住宅地の付加価値を高める業種の企業が土地を購入する場合、奨励金を支払う「付加価値創造型業種誘致促進制度」を導入し、新白河ビジネスパーク・ライフパーク双方の魅力を高めます。			→

取組計画					
項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度	
2 住宅団地の早期分譲	平成22年度までに分譲率を50%以上することを目標に分譲を推進します。	40%	分譲率 45%	50%	
(1) 販売体制の強化	<p>① 立地企業に対する働きかけを行うなど、複合型拠点の特性を活かした分譲推進を図ります。</p> <p>② 地元自治体と連携し、より暮らしやすい生活環境の整備に努めます。</p> <p>③ ハウスマーカーとタイアップして現地見学・商談会を開催する等、さらなる地元需要の掘り起こしを図ります。</p> <p>④ 首都圏の団塊の世代に向けて、様々な媒体を駆使した集中的な情報発信を実施し、販売を推進します。</p> <p>⑤ 現地案内をお客様の要望に応じ柔軟に実施することとし、首都圏からの交通アクセスの良さを強くアピールします。</p>				
(2) 販売促進制度の見直し	<p>① 福祉型住宅の建設を対象とした奨励金制度を拡充し、環境配慮型住宅等も対象とする「ずっと元気で暮らす住宅建築奨励制度」を導入することにより、団塊の世代を中心に県内外に広くアピールして分譲を推進します。</p> <p>② 新白河ライフパークの付加価値を高める業種の企業が、隣接する新白河ビジネスパークの特定区画を購入する場合に奨励金を支払う「付加価値創造型業種誘致促進制度」を導入し、新白河ビジネスパーク・ライフパーク双方の魅力を高めます。【再掲】</p>				

【目標2】「工業の森・新白河A B工区」の有効活用策の検討

項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度
1 工業団地としての企業誘致活動の実施	首都圏への近接性や災害に対しての安全性、各種優遇措置等をアピールしながら、オーダーメイド方式による工業団地として企業誘致を図ります。			
2 工業団地以外の利用策の検討	社会情勢や経済状況を勘案しながら、工業団地以外の有効な利用策についても関係部局と連携し検討します。			

取 組 計 画

【目標3】企業債償還財源の確保

項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度
1 公営企業資産活用事業からの資金繰入	公営企業資産活用事業の廃止及び残余資産の繰入について検討します。 (詳細については「公営企業資産活用事業」に記載)		→	
2 遊休資産の処分	ライフパークに隣接する「国道294号旧バイパス予定地」の有効な処分に向けて関係機関と協議を進め、平成22年度までの処分を目指します。		→	
3 他の財源確保の方策の検討	以上の策を講じても、なお企業債償還財源が不足する場合は、財源の確保策について関係部局と協議する。		→	

(3) 公営企業資産活用事業

取 組 計 画

【目標】公営企業資産活用事業の廃止

項目	具体的措置	20年度	21年度	22年度
1 事業の廃止	企業局他事業と調整を図りながら、平成21年度までの廃止を目指します。		→	

5 経営基盤強化への取組み

具体的の目標と取組計画を着実に推進するために、企業局全体として次の取組みを推進する。

(1) 人材育成への取組み

職員による自主的な能力開発や技術の継承・発展が図られるよう、各種研修の提供や職場環境づくりに努める。

(2) 定員管理に関する取組み

各事業ごと、業務量に応じた定員配置により総人件費の抑制を図る。

① 工業用水道事業

アウトソーシングの推進等により、平成22年度末までに平成14年度対比30%減を図る。

② 地域開発事業

造成済未分譲地の分譲状況にあわせ、適正な人員配置を行う。

(3) 給与の適正化に関する取組み

これまででも特殊勤務手当の見直し等に取り組んできたところであり、引き続き知事部局に準じて適正化に向けた取組みを行う。

IV 中期財政収支計画

1 工業用水道事業

(1) 収益的収支、資本的収支及び企業債残高 (単位：百万円)

			19年度	20年度	21年度	22年度
収益的 収 支	収入	給水収益	2,238	2,236	2,248	2,248
		一般会計負担金等	420	406	385	385
	支出	人件費	391	361	344	344
		物件費	2,276	2,222	2,214	2,178
		経常損益	△ 9	59	75	111
資本的 収 支	収入	企業債	224	461	750	437
		一般会計出資金	281	275	316	274
		国補助金等	55	123	87	67
	支出	建設改良費	427	791	1,221	720
		企業債償還金等	1,023	993	1,013	1,025
企業債残高			9,600	9,097	8,903	8,343

(2) 経費削減等の取組みによる効果額 (単位：百万円)

概 要	14年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経 常 費 用 削 減 額	3,160	2,667	2,583	2,558	2,522

※ 上段は各年度毎の経常費用、下段は平成14年度と比較した各年度毎の削減額である。

(3) 中期指標 (単位：%)

	19年度	20年度	21年度	22年度
経常収支比率	99.6	102.3	103.0	104.4
自己資本構成比率	73.3	74.7	75.5	76.9

営業収益については、ほぼ横ばいで推移しますが、支出については、事務事業の合理化等により経費の節減が図られ営業費用が低減していく見込みです。

なお、各年度の建設改良工事により新たな企業債の借入額は変動しますが、全体的には償還に伴い企業債償還残高は遞減し、自己資本構成比率は向上する見込みです。

※経常収支比率：(営業収益+営業外収益) / (営業費用+営業外費用) ×100

事業の収益性をみる代表的な指標で経常的な経営活動の結果を示すものであり、100%で収支均衡の状態となり、数値が大きいほど収益性が高いことを示

す。

※自己資本構成比率：(自己資本金+剰余金)／負債・資本合計×100

事業の安定性をみる代表的な指標で総資本に対する自己資本の割合で示されるが、事業の安定化を図るために企業債（借入資本金）の償還を進めながら、自己資本の造成を進めていく必要があり、数値が大きいほど安定性が高いことを示す。

2 地域開発事業

(1) 収益的収支、資本的収支及び企業債残高 (単位：百万円)

			19年度	20年度	21年度	22年度
収益的 収 支	収入	土地売却収益	706	3,805	1,110	1,046
		その他収益	15	3	11	11
	支出	人件費	86	76	76	76
		その他支出	423	565	466	298
		土地売却原価	1,287	5,163	2,059	1,542
資本的 収 支	収入	経常損益	△1,075	△1,996	△1,480	△ 859
		企業債	2,720	0	0	0
		固定資産売却代金	16	0	0	0
	支出	その他収入	0	0	309	0
		企業債償還金	2,720	3,199	1,805	1,755
企業債残高			13,984	10,785	8,980	7,225

V 計画達成状況の検証と公表

本計画で設定した目標等は、毎年度実績把握を行い、計画の進捗状況を企業局事業見直し部会において検証します。

また、各事業の取組状況については、収支決算書等と併せて12月議会認定後ホームページで公表します。